

東京大学産学協創部協創課 特任専門員または特任専門職員募集要項

1. 職名および人数 特任専門員または特任専門職員（特定有期雇用教職員） 1名
2. 契約期間 令和8年6月1日（採用時期応相談）～ 令和9年3月31日
3. 更新の有無 更新する場合があります。
更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は3回、在職できる期間は令和12年3月31日を限度とし、以後更新しない。
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間 採用された日から14日間
5. 就業場所 東京大学産学協創事業拠点（本郷・浅野・弥生キャンパス等）
変更の範囲：原則同一部局内
6. 所属 東京大学産学協創部協創課
変更の範囲：原則同一部局内
7. 業務内容 Beyond AI 研究推進機構における技術研究組合(CIP)の管理・運営に係る業務
(1) 経済産業省、その他関係省庁CIP担当課等との連絡・調整
(2) 技術研究組合法に基づく認可申請等（CIP設立、新設分割、変更届出等）
(3) CIPの事務局運営
(4) 組合員との連絡・調整
(5) 法定書類（事業計画書、収支予算書等）のとりまとめ
(6) その他業務運営の支援
変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
8. 就業日・就業時間 週5日（月曜日～金曜日）
1日7時間45分勤務（9:00～17:45 ※12:00～13:00 休憩）
時間外労働を命じることがある。（特任専門職員）
9. 休日・休暇 土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
年次有給休暇、特別休暇 等
*特任専門員は管理職相当のため始業・終業の時刻、休憩時間、休日等の就業上の規定は適用されない。
10. 賃金等 特任専門員：年俸制を適用し、管理職手当相当額及び業績・成果手当を含め月額40万円～60万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則として55,000円/月まで）
特任専門職員：年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額30万円～40万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定）、通勤手当（原則55,000円/月まで）、超過勤務手当
11. 加入保険等 法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入

12. 応募資格
- (1) 産学協創におけるプロジェクト・マネジメントに強い意欲を有し、業務遂行に必要なコミュニケーション能力と協調性を有すること。
 - (2) 上記業務内容に関し、興味があり、意欲的に取り組めること。
 - (3) 人工知能（AI）に関する強い関心を有していること。
 - (4) 通常業務に必要なPC（Word、Excel、PowerPoint、E-Mail 等）の基本的操作に加え、エクセルデータの分析及びパワーポイントによる資料作成ができること。
 - (5) 文章が読めて、概要の把握ができる程度の英語力があること。
 - (6) 大学業務の経験がある方が望ましい。上記の職務内容に従事した経験があればなお良い。
13. 提出書類
- ・ 東京大学統一履歴書 1部（本学指定様式※）※本学指定様式は <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html> からダウンロード
 - ・ 職務経歴書 1部（A4で2頁以内）
 - ・ 志望動機1部（A4で2頁以内）
*平日に連絡のとれる電話番号及びメールアドレスを明記のこと
14. 提出方法
- 電子ファイルを以下の URL にアップロードしてください。
https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f:/g/personal/3293595296_utac_u-tokyo_ac_jp/EkVZgKJTCXIItrXL4EZhLqsBCvD2GHceyooFO4LPIYb7PA
※ 2日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
15. 応募締切
- 令和8年4月17日（金）15時 必着
※ただし採用者が決定次第、募集終了
16. 選考方法
- 書類選考の後、面接を実施
※面接選考の対象となった方のみ日時等を連絡いたします。
17. 本件照会先
- 東京大学産学協創部協創企画課 人事担当（TEL:080-4141-6283）
e-mail: kyoso-jinji.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
18. 募集者名称
- 国立大学法人 東京大学
19. 受動喫煙防止措置の状況
- 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20. その他
- (1) 応募書類は返却せず、本応募の用途に限り使用し、取得した個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。
 - (2) 選考にかかる旅費は支給しません。
 - (3) 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。
 - (4) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。